

教育効果の改善に資する 教育実習等実施のガイドライン

令和5年度 文部科学省委託事業

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究



国立大学法人
大阪教育大学

教育効果の改善に資する 教育実習等実施のガイドライン

目 次

はじめに	1
1. 大学における教育実習の指導	3
(1) 指導教員の役割	3
(2) 事前・事後指導	4
(3) 省察	5
2. 相談・支援体制	6
(1) ハラスメント等への対応	6
(2) 配慮や支援を要する学生への対応	7
(3) 実習校への支援	9
3. 実習活動	10
(1) ICT 活用	10
(2) 実習生の負担感	12
(3) 退勤時刻の管理	13
(4) 実習記録の作成	14
4. 学校体験活動	15
(1) 教育実習における学校体験活動	15
(2) 学校体験活動の単位化	16
5. 実習校や教育委員会との連携	17
(1) 目標と評価の設定	17
(2) 活動内容の周知	18
(3) 実習指導の把握	19
6. 働き方改革を受けての実習の変化	20
7. 中教審答申を受けた教育実習実施の早期化・分散化等	21
8. その他	23
(1) 気象警報等による臨時休業の対応	23
(2) 介護等体験	24
おわりに	25

はじめに

大阪教育大学では、文部科学省より「令和5年度 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」、実施テーマ3「理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究」を受託し、web アンケート調査およびグループインタビュー調査の結果から、本ガイドラインを作成しました。

〈調査研究の目的と概要〉

教職志望の学生数の減少や教員採用試験における採用倍率の低下など、教師の養成・採用の状況が変化しつつあります。こうした中、教職課程での学修、とくに教育実習において、学生が教職へのモチベーションを高め、採用へとつながっていくよう、大学関係者は教育実習における指導・支援を改善することが必要です。

本調査研究では、多くの大学に調査をおこない、教育実習の実態や特徴のある取り組みなどを把握し、その結果を参考にして、教育実習等実施のガイドラインを作成しました。

〈ガイドラインのねらい〉

教職課程を持つ大学は多数あり、大学の規模、実習生数、取得免許種や実習校種などによって、教育実習のあり方は多様です。そうした多くの大学関係者にこのガイドラインを御一読いただき、教育実習のあり方や教育効果などをふりかえったり、新たなヒントを得たりして、さらなる改善につなげていただくことをねらいにしています。

学内の教職員間での情報共有やFDなどにご活用ください。

〈ガイドラインの構成〉

目次にある各項目について、web アンケート調査やグループインタビュー調査、第3者チェックの結果やいただいたご意見について解説した後、その要点をしぼってポイントのかたちにまとめています。

本研究を進めるにあたり、多くの大学、教育委員会の皆様にご協力をいただきました。

この場をお借りして、心より感謝申し上げます。

本ガイドラインについて、ご意見やご質問などがございましたらお寄せ下さいますようお願い致します。また、ガイドラインの概要版のリーフレットも合わせてご活用ください。

令和6年3月

大阪教育大学
石川 聡 子

1 大学における教育実習の指導

(1) 指導教員の役割

ほとんどの大学で、実習生に指導教員を設定し、実習校や実習生との連絡や相談に対応しています。実習生の授業を参観したり、実習前後の実習生との面談や指導も担っています。

指導教員が実習校訪問の記録を作成して情報共有に活用したり、実習期間中、実習生に学習指導案作成の指導などをおこなっている事例もありました。

学生が教育実習を通して教職に就くことに自信を持つことが、養成から採用へとつながる道筋にとって必要なポイントの1つです。

実習で失敗をしたり、困り事を抱えた場合などに、指導教員の指導や支援、励ましなどを通して自己の成長を実感できれば、実習生は教育実習に達成感を持ち、教職への自信が持てると考えられます。

指導教員には、実習校と実習生をつなぐことに加えて、実習生を教職の道へ誘う役割があります。

実習生数が多い大学、規模の大きい大学においても、教育実習の指導教員の役割を担う大学教員を増やしたり、指導教員の役割を拡大することで、実習生へのきめ細かい実習指導や実習校との密なコミュニケーションを検討しましょう。

ポイント

- 実習生に対して指導教員を設けていない大学は、実習生に指導教員を必ず設けましょう。
- 指導教員が実習校や実習生との連絡や相談、実習生の授業参観、実習期間中の学習指導案の指導に加えて、実習生の困り事などに対応することにより、きめ細かな実習指導をおこなうことができます。
- 指導教員による教育実習前後や実習期間中の指導や支援などが実習生の教職への自信やモチベーションを高めることにつながるよう、指導教員の役割の改善について検討しましょう。

(2) 事前・事後指導

多くの大学における事前指導では、大学教員による講義形式による講話や、実習生同士の交流やグループワークが取り入れられています。また、ほとんどの大学において、実習生には指導教員が付いていますが、指導教員が実習生と1対1あるいは1対少人数で面談をしたり、対話する機会を設けている大学は多くないようです。

実習生にとって親近感のある出身校で教育実習をおこなう場合であっても、幼児・児童・生徒の実態に応じた指導計画が立てられるかや授業がうまくできるかなどの不安を持っていたり、また実習校に複数名の実習生がいる場合、他の実習生と自分を比較したり、また比べられることを気にするなど、何かしらのストレスを抱えていることがあります。

実習校の教職員と自主的で円滑な報告・連絡・相談がおこないにくく、実習生が心配や悩みを抱えることもあります。

実習生と1対1あるいは少人数で話をする事で実習生の状態を事前に把握して困り事を軽減し、教育実習をよりよいものにしていくことは、実習生の教職へのモチベーションを維持したり高めたりすることや、教育委員会や実習校との協力関係を良好なものにすることにつながります。

さらに、実習生同士の交流やグループワークをおこなっている大学も多くありますが、同学年の実習生でおこなっていることが多いようです。

すでに実習を終えた先輩、翌年度実習を実施する後輩と交流することは、教育実習の見通しをもったり、ふりかえりをおこなうことに効果的です。先輩からのアドバイスは教育実習の準備や心構えを促すでしょうし、後輩にどのような助言をするかを考えることは、自らの実習の成果や課題を見つめ直すことにつながる機会になります。

また、実習校種が異なる実習生や免許教科が異なる実習生などとの交流も、実習生に有効な側面があります。幼児・児童・生徒の発達の段階に応じた指導の系統性や連続性、教科横断や教科以外のキャリア教育などでの連携のあり方を具体的に知ったりすることなどができます。

ポイント

- 実習前の事前指導では、指導教員と実習生が1対1あるいは少人数で面談や対話をおこなう機会を設け、実習生の状態やニーズを把握しましょう。
- 実習前の事前指導では、実習参加前や実習参加後の異学年の実習生の交流などを取り入れ、実習への見通しを持たせたり、ふりかえりをおこなわせる機会を設けましょう。
- 実習前の事前指導では、実習校種が異なる実習生や免許教科が異なる実習生などとの交流を通して、幼児・児童・生徒の発達の段階に応じた指導、教科横断やキャリア教育などを知ったりすることなどができます。

(3) 省察

ほとんどの大学で、教育実習の前後で学生に省察をおこなわせており、多くの大学が教育実習と教職実践演習を省察の活動でつなげたり、教職実践演習で4年間の学修を省察させたりしています。

その一方で、授業科目の中で省察の理論や方法について指導している大学は半数程度、学校体験活動や教育実習の中で省察の理論や方法について指導している大学は6割程度であり、省察についての理論をベースにして、省察の活動に取り組ませているところはそれほど多くないようです。

また、省察についての指導や支援についてFDをおこなっている大学は1割強であり、組織的に学生の省察についての指導や支援に取り組んでいる大学は少ないようです。教師教育や省察についての専門性を有している一部の大学教員などが学生の省察の指導や支援を担っていることが推察されます。

教職課程で学ぶ学生や教師になることをめざす学生が、自らの教職観を見つめ直すことや、指導観や子どもの学習観などを問い直したり刷新したりするなど、教師が学び続けることの目的や意義を継続的に深める機会を得ることが重要ですが、目標の設定やそれに対する自己評価といったふりかえりだけではなく、その省察活動が学術的な省察の理論や方法に裏付けられることが重要です。

教職に向けた自分なりの探究テーマを設定し、探究のプロセスを通して学修を深めていけるよう、ポートフォリオを積極的に活用するとよいでしょう。

省察の理論や方法について授業で学修できるようにすることや、大学として組織的に学生の省察活動を指導、支援できるようFDなどを充実させることによって、教育実習の指導教員が担当している指導学生の省察活動を指導、支援できるようになるとよいでしょう。

ポイント

- 教育実習の前後で省察をおこなわせたり、教育実習と教職実践演習を省察の活動でつなぐことや、教職実践演習で4年間の学修を省察させるなどして、学生の教職観や教授観などをふりかえる機会を設けましょう。
- 省察の理論や方法について学修する授業科目を設けたり、学校体験活動や教育実習の指導の中で省察の理論や方法について学修させるなどして、理論をベースにし、質の高い省察活動を実現できる工夫をしましょう。
- 学生が教職に向けた自らの探究テーマを設定し、探究のプロセスを通して学修を深めていけるよう、ポートフォリオの積極的な活用を検討しましょう。
- FDの実施などを通して、大学として組織的に学生の省察活動を指導、支援する体制を整えましょう。より多くの教育実習の指導教員が省察活動を指導、支援できるようになるとよいでしょう。

2 相談・支援体制

(1) ハラスメント等への対応

ほとんどの大学が、教育実習でハラスメント事案があった場合相談するよう学生に周知していると回答しましたが、その相談窓口や相談方法、相談体制などについて周知しているのは6～7割程度でした。

また、参考として、教育実習ではありませんが介護等体験ではハラスメント事案があった場合相談するよう学生に周知しているのは6割程度、相談窓口や相談方法、相談体制などについて周知しているのは5割前後と、教育実習に比べて低い割合でした。

教育実習や介護等体験などにおいてハラスメント等の事案が生じた場合、実習生が「どこに相談すればよいかわからなかった」ということのないよう、相談窓口や相談方法、また相談体制について、あらかじめ実習生に周知しておきましょう。

「何かあったら相談するように」や「何か困り事があれば相談するように」と伝えていても、学生や事案の状況によっては、自分の受けたハラスメントがその「何か」に該当すると気づけなかったり、気づけなかったりするケースもあります。「ハラスメント」ということばを用いてははっきり伝えたり、ハラスメントに限らず困り事など広くについて相談するよう伝えるなど、学生への伝え方の工夫も必要です。

ポイント

- 教育実習や介護等体験などにおいて、ハラスメント等についての相談窓口や相談体制を整備しましょう。
- ハラスメント等が生じた場合に備えた学生への周知については、単に相談するようというだけでなく、大学に設置している相談窓口や相談方法、相談体制などについても確実に伝えるようにしましょう。
- 「ハラスメント」ということばを用いて周知したり、「ハラスメント」に限定せず広く困り事について相談することを促すよう、学生への伝え方について工夫しましょう。

参考情報

◎教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和5年3月29日付通知）
とくに、「1. 教職課程を置く大学等に係る事項 (2) 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について」を参考にしましょう。

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00073.html

https://www.mext.go.jp/content/20240319_mxt_kyoikujinzai01_000028999_1.pdf.pdf

(2) 配慮や支援を要する学生への対応

多くの大学において、教育実習で合理的配慮や支援を要する実習生への対応を教育実習実施担当組織でおこなっています。大学には障がい学生の修学支援の体制や組織が整備されていますが、教育実習の実施においてそうした体制や組織との連携をおこなっているという回答は6割弱、また合理的配慮や支援についての相談や申請窓口の設置は半数強でした。

大学における日常の学修では特段の修学支援は必要ない場合であっても、学校園において幼児・児童・生徒への対応や指導の実践に取り組む教育実習では、学生の特性等によって配慮や支援を検討する方がよいことがあります。また、実習生の中には、実習において配慮や支援が必要な場合でも自身では不要と考えているケースもありますし、とくに教育実習を経験する前は、自身にどのような配慮や支援が必要か自認できていないことも考えられます。学生が配慮や支援を申し出る環境を整備しておくことは当然大切なことですが、学生自らの申し出がない場合にも配慮や支援が必要であることに学生本人以外の周囲が気づいたり、対応できるように、修学支援の体制や組織と教育実習の実施組織との連携や協力関係を整えておき、情報共有しやすくしておくといよいでしょう。

話を戻しますが、学生が配慮や支援を申し出る環境を整備するという点で、教育実習に必要な配慮や支援について話を聞いて欲しい、相談したいという学生のニーズに応じられるように、相談や申請の窓口を設置し、学生に周知することも大切です。

相談内容に応じて、学生が自分で判断して相談しやすい教職員に相談できるような工夫もあるといよいでしょう。

実習開始前の早いうちから実習生の特性や状況について実習校と適切な方法で共有しておくことは、実習生が実習で困らないだけでなく、実習校が円滑に実習指導をおこなうためにも必要です。大学の指導教員が窓口となって実習校と配慮や支援について調整や協議している大学もありますが、配慮や支援には専門的な判断が必要な場合も考えられることから、大学で実習校との調整や協議する役割分担や体制について検討するといよいでしょう。

また、配慮や支援の検討あるいは調整などの流れや手順を定めている大学は4割程度でした。実習前には配慮や支援の内容や方法を障がいの特性や合理的配慮にかかる専門性を背景にしつつ、実習校の管理職や実習指導教員、大学の指導教員、また必要に応じて実習生本人も交えながら協議、調整する必要があります。実習終了後はとくに成績評価について、実習生が疑義を申し出たり、説明を求めたりすることも考えられます。

実習前の事前指導や実施計画立案の段階から終了後成績評価が確定するまでの過程について、配慮や支援を必要とする実習生の実習指導や実施にかかる調整や協議などのフローや取り扱いをあらかじめ定めておき、関係者で共有しておくといよいでしょう。

実習後に配慮や支援についてふりかえりをしている大学は4割以下でしたが、そうしたふりかえりを通して教育実習における配慮や支援のあり方について不断に改善する必要性もあります。

ポイント

- 修学支援の体制や組織と教育実習の実施組織との連携や協力関係を整えておき、情報共有しやすくしておくといよいでしょう。また、教育実習に必要な配慮や支援について話を聞いて欲しい、相談したいという学生のニーズに応じられるように、相談や申請の窓口を設置し、学生に周知することも大切です。
- 実習開始前に実習生の特性や状況について大学と実習校とが調整や協議をおこなうための役割分担や体制について、大学内で検討するとよいでしょう。
- 配慮や支援の検討や調整などの流れや手順を定め、関係者で共有するとよいでしょう。
- 実習後に配慮や支援についてふりかえりをおこない、改善しましょう。

参考情報

◎障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト

(令和4年3月、大阪教育大学)

https://www.mext.go.jp/content/20220826-mxt_kyoikujinzai02-000024647_1.pdf

(3) 実習校への支援

実習校が実習を受け入れるメリットややりがいはあるのでしょうか。大学はそうしたメリットややりがいを提供しているのでしょうか。

実習生が実習校の指導教員の校務を補助・支援する、実習終了後に実習生が実習校でボランティアをおこない、校務を補助・支援する、ということがあります。

また、大学の指導教員が実習校に大学での学修、研究や実践の動向等を情報提供するなどによって、大学は実習校にメリットを提供しているという回答や、実習生の省察や研究協議をおこなう際に大学の指導教員と実習校の指導教員が加わることによって、その場が実習校の教員の省察や学びの機会になっているという回答も一定の割合でありました。

実習校で大学教員が教員研修をおこなったという事例や、実習生が実習校の生徒に教職をめざす姿を示すことによって進路選択の1つとして教職をアピールしているということもあるようです。

ポイント

- 大学教員が研究動向について情報提供したり、教員研修をおこなうという直接的な方法によって実習校にメリットを提供することが考えられます。
また、副次的な効果として、実習生が省察や研究協議をおこなう場に大学の指導教員が参加することによって、その場に参加する実習校の指導教員にとっても省察や学びの機会になるということがあります。
- 実習生が実習校の校務を補助・支援するといったことや、実習校の生徒に教職という進路選択の姿をアピールしていることがあるようです。
実習校にとって実習を受け入れるメリットにどのようなものがあるかを考え、大学の有する学術的な知見を提供したり、省察や研究協議を通して実習校の教員に学びの場を提供することを検討するとよいでしょう。

3 実習活動

(1) ICT 活用

多くの大学が、実習生のおこなう活動内容について概ね把握しているようです。

回答の多かった活動内容は、実習日誌やノートなどの記録の作成、授業の実践、実習活動の省察やふりかえり、授業の観察と記録の作成、教材研究や授業づくり、子どもへの関わりや観察、実習指導教員から受ける指導、授業や校務の補助・支援などでした。

その一方で、実習校や実習の種別にもよりますが、特別支援学級や通級指導教室に関わる実習活動についての回答はあまり多くありませんでした。

また、実習生の実習活動における ICT 活用については実習校によって状況が異なるようです。活用の実態を大学があまり把握していないことも推察されました。たとえば、実習生はノートパソコン等を実習校に持参して使用しているのか、あるいは実習校が用意したパソコン等を使用しているのかといったことについての回答の割合はそれほど高くありませんでした。

実習生は実習校ではパソコン等は使用していないという回答が1割程度あり、学校に1人1台端末が導入されて数年が経っている中で、このような状況が明らかになっています。自由記述においても、PCの持ち込みが実習校の方針によって異なり、パソコンの使用が認められていない実習校もあるようです。

自治体によって使用しているタブレット端末やそのOSが異なるため、その状況把握ができていない大学が比較的多くありますが、とくに実習生数が多い大学ではその把握が容易ではないと想像されます。

実習生が実習においてどのような ICT 活用をおこなっているかの一般的な傾向をつかんでおくことは、大学における事前指導の内容を吟味したり見直したりする時に参考になります。

デジタル教科書や電子黒板の操作方法やデジタル教科書を活用した授業づくりについて実習前に指導している大学も一定の割合でありました。学習者用、指導者用それぞれのデジタル教科書の活用について事前指導で取り上げるとよいでしょう。

学校がLMS（学習管理システム）を導入しているケースもあることから、LMSの基本的な活用についても実習前に理解を促すとよいでしょう。

ポイント

- 小・中学校における教育実習では、特別支援学級や通級指導教室に関わって実習生がどのような実習活動をおこなっているか把握しましょう。
- 実習における ICT 活用について、その実態や一般的な傾向を把握しておきましょう。自治体や実習校によって用いているタブレット端末やその OS は一様ではないことから、実習生がそれらに対して基本的な対応ができるよう、大学の事前指導の内容を点検しましょう。
- デジタル教科書や電子黒板等を活用した授業づくり、LMS の基本的な活用についても、実習前の事前指導で理解を促すとよいでしょう。

参考情報

- ◎（事務連絡）学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について（周知）令和5年5月25日
- ◎学習者用デジタル教科書について（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm
- ◎学習者用デジタル教科書実践事例集（同上）
https://www.mext.go.jp/content/20230907-mxt_kyokasyo02-20230911_03.pdf

(2) 実習生の負担感

多くの大学では、実習期間中や終了後に、実習生が感じた教育実習の負担感を確認しています。確認の方法は、大学の指導教員による実習生へのヒアリングやアンケート調査などでした。カウンセリングや学生相談などを利用した学生の実態から把握するというものもありました。

とても少数ですが、実習終了後に実習生のメンタルヘルスのセルフチェックを実施しているケースもあります。

教育実習の活動の質や量、勤務時間など、実習生が教育実習で感じているあるいは感じていた負担感を把握することは、教育実習の適正なあり方を検討するために必要な1つの情報と考えられます。

また、教師の働き方改革が実習校の実習指導に影響を及ぼすことが考えられます。実習期間中の実習生の退勤時刻が早まったとしても取り組むべき課題の量が従来通りであれば、実習生は自宅に課題を持ち帰って取り組むことになり、負担がかかっていると感じるかもしれません。

これまで以上に実習生が実施する授業数が増えていることを指摘する自由記述もあり、そのようなことが実際に起きている場合には、実習生にプレッシャーがかかる可能性もあります。

実際に実習生にどの程度の負担がかかっているかは客観的な方法で確認する必要がありますが、実習生が実習において感じる多忙感やプレッシャーなど心理的な負担感についても把握しておく必要があるでしょう。

ポイント

- 実習期間中や実習終了後に、実習生が実習において感じた心理的な負担感を確認するとよいでしょう。メンタルヘルスのチェックや、ヒアリング、アンケート調査など、大学の状況に応じた方法を工夫しましょう。

(3) 退勤時刻の管理

教育実習期間中の実習生の退勤時刻の記録をおこなっている大学は多くありましたが、退勤時刻の目安を設定したり、教育委員会や実習校と協議しているところは多くありませんでした。実習生に退勤時刻の目安等について指導したり、実習期間中や実習前後に退勤時刻が目安どおりかを確認することもあまりおこなわれていません。

一般的に、学校現場の働き方改革が進む中で、実習生の退勤時刻が以前よりも早まり、適正化に向かっていると考えられますが、退勤時刻の目安の設定について教育委員会や実習校と協議をおこなったり、退勤時刻の実態をふりかえるなどして、実習校の実習指導が過度に負担にならない工夫をおこなうことは大切です。

また、近年とくに、学生が「教師の働き方はブラックだ」という社会に流布するイメージを受容していることが多く、それが教職離れの一因とも考えられています。教育実習は大学の授業の一部であることから、実習生の勤務時間や退勤時刻について大学が責任を持って決定し、適正な勤務になるよう教育委員会や実習校と協議し、互いに実施可能な改善点を洗い出し、改善しましょう。

ポイント

- 多くの大学では、実習期間中の実習生の退勤時刻を記録させていますが、させていない大学は、エビデンスをもって実習の実態を把握するために、記録を取るようにするとよいでしょう。実習校が記録をおこなう場合もありますが、実習生に実習日誌に記入させるなどの方法もあります。
- 実習生の退勤時刻の目安を設定しましょう。たとえば午後 5 時～6 時頃を退勤時刻の目安にすることが考えられます。教育委員会や実習校と協議したり周知をおこなったりし、また実習生にも事前指導で周知をおこなうなどして、関係者間で退勤時刻の目安を共有しましょう。
- 実習期間中や実習後に、実際の退勤時刻が目安に近いかどうかを確認したり、ふりかえりをおこないましょう。
- 実習生の退勤時刻が遅いと、実習校の負担を増やすことにつながりますし、実習生の教職へのモチベーションにも影響しかねません。実習生が適正な退勤時刻で実習をおこなえるよう、大学が実習生の勤務時間を決定し、教育委員会や実習校にその方法での実施を依頼しましょう。

参考情報

◎教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和 5 年 3 月 29 日付通知）
とくに、「1. 教職課程を置く大学等に係る事項 (3) 教育実習等の適切な時間の管理等について」を参考にしましょう。
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00073.html
https://www.mext.go.jp/content/20240319_mxt_kyoikujinzai01_000028999_1.pdf.pdf

(4) 実習記録の作成

紙媒体に手書きで実習の記録を作成させているところがほとんどですが、中には電子媒体にしたり、LMS（学習管理システム）を活用している大学もありました。電子媒体にする必要性やメリットを特に感じていないという回答は1割強ありました。手書きで記録することの良さについての意見もありました。

附属学校園を持っている大学では、附属では電子媒体に移行できたものの、公立学校では移行が困難なため紙媒体での記録を継続させている、つまり実習校によって対応を変えている大学もあります。

電子媒体への移行に関心を持っていたり、検討中の大学が半数程度ありますが、その一方で、実習校のOSが一樣でないことやネットワークの安全性、実習校が個人のデバイスの持ち込みを禁止していたり、実習生がデバイスを持っていないなどの理由が電子媒体への移行を難しくしているという指摘があります。

実習記録を電子媒体にすることで実習生の負担軽減になったり、配慮を要する実習生の特性に応じることができること、また、電子媒体をLMSに上げて同期すれば実習校と大学間で共有できることなどのメリットがあることなどから、実習記録の電子媒体への移行を検討してみましょう。

その一方で、試行している大学では、実習生がデータをコピーするという悩みもあるようですので、そのことについての指導も要検討です。

電子媒体の試行例では、ワードやエクセルで作成した記録を紙に印刷させたり、Microsoft Teams や Google Classroom で共有している事例がありました。

また、紙および電子媒体に限らず、実習生に求めている実習記録の質と量が適正か見直しましょう。実習生が退勤までに記録作成にかけられる時間（15分～20分程度）を想定して、その時間で作成可能な記録の様式を検討しましょう。

実習校の実習指導教員の負担を軽減するためには、実習生へのコメントの記入を簡略化したり、実習記録への毎日の押印やサインを省略することなどが考えられます。

ポイント

- 実習生の負担軽減、配慮を要する実習生への対応、電子媒体による実習記録を実習校と大学の指導教員の間で共有しやすい、などのメリットから、紙媒体の実習記録から電子媒体への移行を検討してみましょう。
- Microsoft Teams や Google Classroom による実習記録の管理をおこなったり、ワードやエクセルのアプリケーションソフトを利用して実習記録を電子化することについて検討してみましょう。
- 記録作成にかかる時間（15分～20分程度）を想定し、記録の量が適正か見直しましょう。実習生が作成する実習記録や実習指導教員のコメントの簡略化、実習記録への毎日の押印やサインを省略するなど、負担の軽減につながることを検討しましょう。

4 学校体験活動

(1) 教育実習における学校体験活動

学校体験活動を教育実習に位置づけている大学は多くありません。令和4年度の実績もほとんどありませんでした。

その一方で、次の内容の学校体験活動を教育実習に位置付けて実施している例がありました。

- ・ 児童・生徒の観察やその記録
- ・ 児童・生徒との関わりとその実態の把握
- ・ 授業および授業以外の教育活動の観察とその記録
- ・ 授業および授業以外の教育活動の補助・支援
- ・ 部活動の補助・支援
- ・ 特別支援学級や通級指導教室での児童・生徒との関わり
- ・ 実習指導教員の指導の補助・支援

などです。これらは総じて、教育実習において実習生がおこなう活動と同等のものであると考えられます。

学校園での実践的活動に教育実習として「一定期間まとまって」取り組むことが困難な実習生が同等の活動を学校体験活動として取り組んだり、実習校の事情等で実習指導が困難な場合に、教育実習に代えて学校体験活動を実施するなど、学校体験活動を教育実習に位置付けて実施することにはメリットがあります。

大学において教育実習に学校体験活動を位置づける規程等を作り、教育委員会や実習校にそれを周知し、運用していくとよいでしょう。

また、後述の「7. 中教審答申を受けた教育実習実施の早期化・分散化等」でも述べていますが、学校体験活動を教育実習に位置づける場合、学校体験活動の目的や目標、評価方法の設定も重要です。

ポイント

- 学校体験活動を教育実習に「含めることができる科目として」位置付けて、実施することについて検討しましょう。実習生が「一定期間まとまって」実習活動をおこなうことが困難な場合や、実習校の事情等で実習指導が困難な場合に、実習活動に代えて学校体験活動をおこなうことが可能です。
- 大学において教育実習に学校体験活動を位置づける規程等を作り、教育委員会や実習校にそれを周知し、運用するとよいでしょう。
- 教育実習に位置づけて学校体験活動を実施する場合、学校体験活動の目的や目標、また評価方法を設定することが重要です。

(2) 学校体験活動の単位化

多くはありませんが、学校体験活動を単位化している大学があります。

単位化の仕方はさまざまで、学校ボランティアや教育実習の事前・事後指導など単位化された授業科目等の中に学校体験活動を含んでいるものがあります。

また、学校体験活動の実施期間は、通年や半期もあれば、1年間以上あるいは1年間のうちの数ヶ月程度の期間を設定しているケースもありました。実施時期は、4年制大学の場合には2年生が比較的多いようです。単位数については、1単位あるいは2単位程度が多くなっています。

ポイント

- 学校体験活動を単位化することについて検討しましょう。学校体験活動に参加することによって、1単位や2単位を取得できるものや、授業科目等の一部に位置づけている事例もあります。

5 実習校や教育委員会との連携

(1) 目標と評価の設定

多くの大学が実習校に教育実習の目標を周知していましたが、教育委員会に周知している大学は多くありません。

また、近隣自治体の教員育成指標を参考にして教育実習の目標を設定している大学は回答数の3分の1程度でした。

教員の養成・採用・研修の一体的取組の観点から、近隣自治体の教員育成指標におけるキャリアステージの養成期あるいは採用期の育成指標目標と比較するなどして、貴学の教育実習の目標を見直す機会を設けましょう。

ほとんどの大学で教育実習の評価票を作成していますが、中には教育委員会や地区の私立大学教職課程研究連絡協議会が作成しているという回答がありました。

多くの大学が実習日誌やノートなどの記録、実習生の行動観察、研究授業の出来具合などをエビデンスにして教育実習を評価していますが、ルーブリックを設定して評価しているという回答は多くありません。相対評価をしているという回答もわずかでしたが、総じて、どのような方法や規準および基準で評価をしているか定めていない大学が多いことが推察されました。

自由記述には、評価基準を実習校に明示している、実習校の評価に疑義がある場合には協議をおこなっている、附属学校での実習に対してはルーブリックを用いているが、公立学校での実習には用いていない、などの回答がありました。

実習を評価するにあたり、大学の指導教員と実習校の管理職や指導教員が協議している大学は多くありません。大学の指導教員が担当する指導実習生数が多い場合には、すべての実習生の成績について実習校と協議することは困難でしょうが、実習生に何らかの課題がある場合や評価に疑義が生じるおそれがある場合などはとくに実習校と協議をおこなうことなどを検討するとよいでしょう。

一般的には、実習校での評価を参考にするなどして、最終的には大学が責任を持って評価をおこないますが、教育実習の評価を適正化したり、実習生が評価に納得する過程においても実習校と連携することが望ましいと考えられます。

ポイント

- 教育実習の目標や評価方法を実習校や教育委員会に周知し、共通理解を図りましょう。
- 近隣自治体の教員育成指標と貴学の教育実習の目標を比較するなどして、教育実習の目標を見直しましょう。
- 教育実習の目標に対応させて、観点別の評価規準・基準あるいはルーブリックを設定し、運用するなど、評価の方法を見直し、改善しましょう。

(2) 活動内容の周知

多くの大学では、教育実習の活動内容と目標を対応させて実習生に提示していますが、実習校や教育委員会に提示しているという大学は半数程度で、それほど多くありません。

また、大学と実習校が活動内容について協議しているという回答も多くありませんでした。

基本的には、教育実習は大学の授業であるため、大学が責任を持って教育実習の目標と、その目標を達成することができるような実習活動を設定し、実習校に依頼したり、調整したりすることが望ましいと考えられますが、実際には実習校に任せるかたちになっていることがあるようです。

たとえば、大学では ICT 活用を教育実習の目標のひとつに設定していても、実習校によっては PC の利用が制限されていたり、デジタル教科書の活用が十分でないなどの個別の状況や事情から、実習生が ICT 活用に十分に関われなかったということも想定されます。こうした場合、教育実習では十分に活動できなかった事柄について大学での事後指導で補う必要があると考えられます。

とくに実習生数が多い大学では、すべての実習校においてどのような実習活動をおこなっているかを把握することは困難ですが、大学として実習生にどのような活動をさせてもらいたいと考えているかを実習校に伝え、知ってもらうことは、実習校が教育実習の活動内容を選択、決定する際の手がかりになるでしょう。

教育実習のてびきを作成、配付して教育委員会や実習校に周知したり、教育実習の日誌やノートに記載することで、実習校に提示することができます。

ポイント

- 教育実習の目標と活動内容について大学が責任を持って設定し、実習生だけでなく教育委員会や実習校にも周知しましょう。
- 教育実習のてびきを作成、配付したり、実習日誌やノートに記載するなどの方法で、教育委員会や実習校に周知あるいは提示しましょう。

(3) 実習指導の把握

実習校ではどのように実習指導をおこなっているのか、多くの大学ではその実態をあまり把握していないようです。

実習校の実習指導教員が実習生と対面で指導したり、実習日誌やノート等の提出物を点検しているなどについては半数以上の大学が把握していますが、管理職は実習生の指導にどのように関わっているのか、教科団や学年団がチームで実習指導をしているのか、若手教員も実習指導をしているのかなど、実習校での実習指導について知らないことが比較的多くあるようです。

実習校における実習指導のあり方は実習校に任せる部分が大きいのが現実だと思いますが、実習生がどのように実習の指導を受けているのか知らないままにしておくのではなく、実習校と情報共有をおこなうことによって、実習生の活動や実習校の実習指導の実態で見えてくることが出てきます。

そうすることによって、教育実習のあり方の点検や改善につながり、また実習校との連携・協力が深まることも考えられます。

一般的に、教育実習において教育委員会や実習校との協力や連携を深めることの必要性が言われますが、具体的にどのような所をきっかけや切り口にして協力・連携関係を築くことができるのか、その第一歩は、大学、教育委員会、実習校がお互いをよく知ることでしょう。

大学はどのような事前指導をして実習生を実習校に送り出しているのか、実習校は実習生をどのように指導しているのか、教育委員会や実習校によく情報共有をおこなうことが大切です。

ポイント

- 実習校ではどのように実習指導をおこなっているか、実習校と情報共有をおこない、実態を把握するようにしましょう。実習校に任せっぱなしにするのではなく、実習の実態が把握できるようになると、実習のあり方の点検や改善につながります。

6 働き方改革を受けての実習の変化

教員の働き方改革が進められている今日、教育実習においても実習生の実習活動の内容や量に変化が生じつつあると言われています。

今回の調査では、実習校が実習生の退勤時刻を設定したあるいは退勤時刻を早めたという回答が約半数に見られました。実習日誌やノートなどの点検の軽減についての回答が4割程度、実習生がおこなう授業の回数の削減が1割程度ありました。また、実習指導の軽減や大学の指導教員と実習校との協議の軽減の回答も少数ですがありました。

働き方改革を受けて教育実習のあり方の変化が想定される中で、どのようなあり方が適正かについては、実習生が教育実習で身に付けるべき教職力量や教職へのモチベーションなどの観点から慎重に見極める必要がありますが、現時点における教育実習の状況や生じている変化を把握することが大切です。

教育実習のあり方を見直すために現状把握は必要であり、実習生数の多い大学、規模の大きい大学においても、実習を終えた実習生にアンケート調査等をおこなうなどして、たとえば、実習生の退勤時刻、作成する学習指導案の回数や実施する授業の回数、実習活動の内容や量、実習生の負担感などをつかんでおきましょう。また、大学が設定していた実習活動の見直しや改善をおこなった場合、文書や冊子等を利用して教育委員会や実習校に共有するとよいでしょう。

学校現場の働き方改革への取り組みの中で実習指導の負担が過多にならないよう、教育実習の時間数を大学設置基準等に基づいて適切に設定しているか見直しましょう。

また、働き方改革を受けて教育実習のあり方が変化、多様化することも想定されます。実習校と個別に連携するだけでなく、教育委員会がおこなう実習受入にかかる調整やルール化の動向を把握し、必要に応じて対応することが考えられます。

ポイント

- 学校現場の働き方改革への取り組みの中で実習指導の負担が過多にならないよう、教育実習の時間数の設定が適切か点検しましょう。
- 実習生の退勤時刻を早めたり、作成する学習指導案や実施授業の回数を軽減するなど、実習生の実習活動や実習指導教員の負担の軽減を検討しましょう。検討の結果の変更点について、教育委員会や実習校と共有しましょう。
- 実習生の退勤時刻や実施授業回数をはじめ、働き方改革を受けて教育実習にどのような変化が生じているか、調査方法を工夫して把握するようにしましょう。
- 働き方改革を受けて教育実習のあり方の多様化が考えられることから、実習校との個別のやりとりだけでなく、教育委員会がおこなう実習受入の調整やルール化の動向を把握し、対応しましょう。

7 中教審答申を受けた教育実習実施の 早期化・分散化等

中教審答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」(中教審 240 号)において、教育実習の時期を早めることや分散して実施すること、実習日の曜日などを固定化することなどが示されています。

これらについて、困難もしくはやや困難と回答した大学数が多く、その理由として、「教職課程を見直す必要が生じる」、「事前指導を充実させる必要がある」など教学マネジメント上の懸念や、「教育委員会や実習校に実習を受入れてもらえるか不安がある」、「教育委員会や実習校の負担が増える」といった対教育委員会や実習校についての心配や不安などが多くありました。

とくに、実習日の曜日の固定化については、「教育実習と大学の授業の二重履修が生じる」ことを多くの大学が問題と捉えていました。

自由記述の回答には、「早期化を試みたものの高等学校の実習では実習校の理解が得られず実現できなかった」というものや、分散化について、「開放制の教員養成にはデメリットが多い」、「留学の機会を損なう」、「途中で教職の履修を放棄し、今以上に教職課程離れを起こす可能性がある」のほか、「実際に分散化させて実施していたが学校現場から不評のため分散化を廃止した」という事例も報告されました。

その一方で、早期化・分散化することの学生にとってのメリットとして、「早くから学校現場や子どものことを知ったり、慣れたりできる」、「早くから教職に就く意欲を高めることができる」、「学校現場での実践と大学での学修の往還ができる」、「大学の教職科目の理解を深めることができる」などへの肯定的な回答もそれぞれ一定の割合でありました。

開放制の教職課程で学ぶ学生が自らの専門性を深めつつ教員免許を取得し、専門性を活かした教員の養成・採用ができやすくなることは、大学、学生、教育委員会といった採用側の3者にとってメリットのあるまさに「三方よし」です。

その実現に向かうと考えられる教育実習の早期化・分散化モデルを次に示します。

このモデルは、5単位の教育実習のうち2単位を学校体験活動に位置付けて、1年生と2年生それぞれで1単位の学校体験活動、3年生で介護等体験、4年生で3単位(事前事後指導含む)の教育実習を実施するプランを表しています。学校体験活動、介護等体験および教育実習を組み合わせ、各学年に設定することによって、4年間を通して学校での実践的な教育活動に取り組むことが可能になります。

また、春季・夏季休業期間を活用することによって、大学全体のカリキュラムや教職課程への影響の軽減や二重履修問題を回避できる可能性があります。これらの実現可能性について検討しましょう。

このプランで重要なことは、特に1年生および2年生で実施する学校体験活動において、学生に何ができるようになる、何がわかるようになることを求めるのか、つまり学校体験活動の目的や目標、そして活動を評価するための観点、規準や基準、評価方法などを設定することです。

それに伴い、学校体験活動の目標の達成に向けた、実習校の指導教員による実習生の指導も必要になります。

1年生	学校体験活動（1単位）春季・夏季休業中に実施	} 省察で各活動を貫く
2年生	学校体験活動（1単位）春季・夏季休業中に実施	
3年生	介護等体験（特別支援学級等）春季・夏季休業中に実施	
4年生	教育実習（事前・事後指導を含み3単位） 教職実践演習（4年間の活動のまとめ）	

図 学校体験活動を取り入れた教育実習の早期化・分散化モデル

各学年での活動がばらばらになるのではなく、4年間の活動全体を通して、学生が教職へ向けてモチベーションを高め、自ら理想とする教師像に近づくために、省察を取り入れましょう。

省察の活動では、学生が自らの学修の目標を立てたり、目標に対する達成度を自己評価したり、反省をおこなったりするふりかえりも大事ですが、それだけではなく、めざす教師像に近づくためのテーマや構想を立案させ、それを探究する過程（reflective inquiry）を取り入れるとよいでしょう。異学年の交流を取り入れて、学生同士で学ぶ機会を作るのもよいでしょう。

ポイント

- 教育実習実施の早期化・分散化を実現するにはカリキュラムや教職課程の変更を伴う可能性が高く、実習受入にかかる学校現場の混乱などが懸念されますが、学生の専門性の伸長を大切にしながら教職志望を実現できるように、大学、学生、教育委員会や学校の採用者側にメリットのある実施のあり方について見直してみましょう。
- 上記に提示した早期化・分散化モデルを参考にして、学校体験活動や介護等体験の実施や4年間の活動を省察によってつなげる工夫を検討しましょう。学校体験活動を教育実習に位置付ける場合には、活動の目標や評価方法を設定しましょう。
- 省察の活動では、学生が自らの学修目標を設定し、それに対する自己評価をおこなうふりかえりに加えて、めざす教師像に向けた成長を促すよう、教職に関する探究テーマを追究する過程（reflective inquiry）の導入を検討しましょう。

8 その他

(1) 気象警報等による臨時休業の対応

近年、大雨や台風による災害が毎年発生しています。学校園や大学では安全確保等のため、気象警報が発表された場合の授業等の取扱いを定め、関係者に周知していますが、教育実習期間中にも気象警報の発表等により、実習校が臨時休業になる可能性が考えられることから、大学としての方針や対応等を定め、実習開始前に教育委員会や実習校、実習生に周知しておくといよいでしょう。

とくに実習生数が多い大学では、実習校の所在地によって警報の発表等の状況が多様であることから、実習生の登校の是非の判断を実習校に委ね、実習校と実習生の間で連絡を取り合うように定め、実習生に周知しているケースが多いようです。

また、臨時休業により実習生が在宅勤務になった場合、当該日の教材研究等の記録が確認できれば実習日と認めるなど、出勤しない日を実習日と見なすかどうかについても教育委員会や実習校との協議などにより定め、実習生に周知しましょう。

ポイント

- 教育実習中、気象警報等の発表により実習校が臨時休業になる可能性に備えて、大学としての方針や対応等について定め、教育委員会や実習校、実習生にあらかじめ周知するとよいでしょう。
- 臨時休業により実習生が在宅勤務になった場合、実習日と認める要件等についても教育委員会や実習校と協議をおこなうなどして定め、実習生に周知しましょう。

(2) 介護等体験

介護等体験は、「特別支援学校や社会福祉施設」のほか、特別支援学級やいわゆる通級指導教室、長期欠席や不登校、日本語の通じない児童・生徒のためのカリキュラムを持っている学校でも実施することが可能です。

とくに、特別支援学級は多くの小・中学校にあり、複数の学級を設けている学校も少なくありません。

介護等体験を必ず行うことが望ましい施設

- 特別支援学校
- 特別支援学級を設置する学校
- 通級による指導を行う学校
- 療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

しかしながら、上記の学校（特別支援学校を除く）で介護等体験を実施していると回答した大学はほとんどありませんでした。

一般的に、学校の教育活動の一環で、特別支援学級の児童・生徒と通常学級の児童・生徒は交流や共同学習をおこなっています。実習生が配当されている学級でもそうした活動をおこなっていることが考えられることから、介護等体験を特別支援学級でおこなうことは、介護等体験の本来の目的や意義に加え、実習生が学級の教育活動や児童・生徒の理解を深めるために有意義です。

介護等体験を特別支援学級等においても実施できるよう検討しましょう。

なお、特別支援学級等での実習を「介護等体験」の期間に算入することも可能^(※)です。

※特別支援学級・通級での指導や、当該学校における特別の教育課程による指導に関する体験が行われた期間に限る。

ポイント

- 特別支援学級等において介護等体験を実施することは教育実習にとっても有意義であることから、介護等体験の実施先を特別支援学級等に広げることについて検討しましょう。
- 特別支援学級等での実習を「介護等体験」の期間に算入することも可能なため、検討しましょう。

参考情報

◎教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和 5 年 2 月 28 日付け通知）

とくに、「介護等体験を行うことができる施設」を参考にしましょう。

https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_kyoikujinzai02-000008775-02.pdf

◎中教審答申『「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」(令和 4 年 12 月)

とくに、32 ページの「③特別支援教育の充実に資する学校現場体験の充実及び「介護等の体験」の活用」を参照しましょう。

https://www.mext.go.jp/content/20221219-mxt_kyoikujinzai01-1412985_00004-1.pdf

おわりに

本ガイドラインを手に取り、お読みいただきありがとうございました。

「はじめに」にも書きましたが、教育実習のあり方は大学によって多様であることが本調査によって再確認できました。

教員養成大学、開放制の教職課程を持つ大学、修学期間2年間の中で教育実習を指導する短期大学など、それぞれが工夫を凝らし、教職をめざす学生、教員免許取得をめざす学生を応援しています。

日本の学校教育を支えていく教員を養成・採用の一体化の中で輩出していけるよう、教職科目の中で重要な科目の1つである教育実習を少しでも改善できることに、本ガイドラインが多少なりとも貢献できれば幸いです。

関係教職員の皆様におかれましては、本ガイドラインの内容に対しさまざまなご意見をお持ちのことと拝察致します。ご意見、ご質問、ご感想などがございましたら奥付の問合せ先にいただきますようお願い申し上げます。

また、文部科学省より受託しました「令和5年度 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」のテーマ3「理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究」の成果は、下記のURLから閲覧いただくことができます。

また、本ガイドラインの概要版のリーフレットもご活用ください。

令和5年度 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究成果報告サイト

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/practice/tyosakenkyu/guideline.html>



令和 5 年度 文部科学省受託事業
「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究」
教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドライン

事業実施責任者：石川聡子

発行日：令和 6 年 3 月 31 日
発行者：国立大学法人 大阪教育大学
<https://osaka-kyoiku.ac.jp/>
〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1
〈問合せ先〉 kyomuka@bur.osaka-kyoiku.ac.jp